2b　二千十四年七月一日以降の支払

3　国際連合は、政府に対し、次のとおり支払を行う。

a　二千十四年七月一日以降、一箇月一人当たり千三百三十二米ドルの人件費

b　二千十六年七月一日以降、一箇月一人当たり千三百六十五米ドルの人件費

c　二千十七年七月一日以降、一箇月一人当たり千四百十米ドルの人件費

4　要員についての支払の額は、この書簡に掲げる主要装備品が存在しない場合及び機能しない場合は、国際連合総会決議第二百六十一号（第六十七回会期）Ⅱ11に従い、減額されることがある。

5　部隊要員は、ＵＮＭＩＳＳから、一日当たり一・二八米ドルの日当のほか、六箇月当たり十五日まで取得できる休暇に対し一日当たり十・五〇米ドルの休暇手当を直接受ける。

3　要員の一般的条件

6　政府は、提供する要員が、ＵＮＭＩＳＳの業務に必要な国際連合が定める基準（特に、階級、経験、健康状態、専門性及び言語の知識）を満たすことを確保する。要員は、国の部隊に提供される装備品につき訓練を受けるものとし、医療上の検査その他の検査、予防接種、移動、輸送、休暇その他の権利に関して国際連合が定める方針及び手続に従う。

7　政府は、ＵＮＭＩＳＳにおける任務期間中、自国の手配の下で自国の要員に支払うべき給与、手当及び給付金を支払う責任を有する。

8　国際連合は、政府に対し、政府が提供する要員に関する全ての関連情報を提供する。このような情報には、国際連合の所有物の亡失又は損傷に関するもの及び国際連合の任務の遂行中に生じた死亡、傷害若しくは疾病に対する補償請求又は個人の所有物の亡失に対する補償請求に関するものを含む。

9　この書簡に示された人数を上回る要員は、国際連合による支払その他支援の対象ではない。これらの要員は、自国との連絡のため通信設備を運用する等両当事者が日本国のため必要であると評価した場合には、事前に国際連合の同意を得た上で、ＵＮＭＩＳＳに配備することができる。これらの要員は、国の部隊の構成員として、ＵＮＭＩＳＳの構成員としての法的地位を享受する。ただし、政府は、これらの要員についていかなる支払も受けない。国際連合は、これらの要員に関し、いかなる財政上の義務又は責任も負わず、また、これらの要員に対し支援又は役務を提供しない。

10　国際連合の要請に基づき、短期間、特定の任務のために配備される要員に関しては、適当な場合には、この了解の補足取極によって定めることができる。

11　この了解の適用上、政府が提供した国の文民要員であって、組織された部隊の一部として活動するものは、当該部隊の構成員とみなす。

附属書Ｂ　政府が提供する主要装備品及び関連する支払

1　ＵＮＭＩＳＳ日本施設部隊（支払方法（政府が整備の責任を有する形態の提供））

二千十二年一月十二日から二千十四年六月三十日まで

係数　―環境条件

二・六〇パーセント

―高負担活動条件

三・八〇パーセント

―敵対行為・緊急放棄

三・三〇パーセント

―長距離輸送

四・〇〇パーセント

装備品目	数量	支払月額（支払月額に対して係数を乗じて得た額を含まない。）	支払月額（支払月額に対して係数を乗じて得た額を含む。）	合計支払月額（支払月額に対して係数を乗じて得た額を含む。）
強固な構造の浴室設備（五十人）	六	一七〇・〇〇米ドル	一八五・八〇米ドル	一、一一四・八〇米ドル
強固な構造の施設				
コンテナ				
弾薬保管コンテナ	一	二五九・〇〇米ドル	二七七・七八米ドル	二七七・七八米ドル
その他のコンテナ	二五	七二・〇〇米ドル	七七・〇〇米ドル	一、九二五・〇〇米ドル
小計				二、二〇二・七八米ドル
支援車両（商業仕様）				
運送用トラック（六トンから十トンまで）	一四	一、二九五・〇〇米ドル	一、四〇九・〇七米ドル	一九、七二六・九八米ドル
水運搬用トラック（五千リットルまで）	一一	一、三一七・〇〇米ドル	一、四三八・一八米ドル	一五、八一九・九八米ドル
水運搬用トラック（五千リットル超一万リットルまで）	二	一、三三九・〇〇米ドル	一、四六一・四二米ドル	二、九二二・八四米ドル
タンク車（五千リットル超一万リットルまで）	二	二、三五九・〇〇米ドル	二、六〇二・八一米ドル	五、二〇五・六二米ドル
小計				四三、六七五・四二米ドル
支援車両（軍用仕様）				
救急車	二	一、一四三・〇〇米ドル	一、二三五・八一米ドル	二、四七一・六二米ドル
軍用無線付きジープ（四輪駆動）	一二	一、二八九・〇〇米ドル	一、四二四・三二米ドル	一七、〇九一・八四米ドル
整備用中型トラック	二	一、四八三・〇〇米ドル	一、六一八・二〇米ドル	三、二三六・四〇米ドル
運送用トラック（一・五トンから二・四トンまで）	六	一、三一七・〇〇米ドル	一、四五二・三六米ドル	八、七一四・一六米ドル
重レッカー（五トンを超えるもの）	二	三、八五二・〇〇米ドル	四、二〇一・二五米ドル	八、四〇二・五〇米ドル
牽引トラック（牽引重量四十トンまで）	五	一、六〇七・〇〇米ドル	一、七五四・四八米ドル	八、七七二・四〇米ドル
小計				四八、六八八・九二米ドル
土木車両				
大型ブルドーザー（D八A）	二	三、四一五・〇〇米ドル	三、七五一・三一米ドル	七、五〇二・六二米ドル
中型ブルドーザー（D六及びD七）	二	二、四七二・〇〇米ドル	二、七二一・六三米ドル	五、四四三・二六米ドル
小型トラッククレーン（十トンまで）	一	一、二四六・〇〇米ドル	一、三五五・〇一米ドル	一、三五五・〇一米ドル